

平成 21 年 4 月 3 日

各 位

会 社 名 **フタバ産業株式会社**
代表者名 代表取締役 伊藤 舜 朗
コード番号 7241 東証・名証第 1 部
お問合せ先 常務取締役 石川 眞 澄
TEL (0564) 31-2211

「改善報告書」の提出について

当社は、過年度決算訂正報告を行った件について、平成 21 年 3 月 19 日付で東京証券取引所および名古屋証券取引所より、「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日提出を終えましたので、別添のとおりご報告いたします。

以上

改善報告書

平成 21 年 4 月 3 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 齊藤 惇 殿



八木産業株式会社

代表取締役専務取締役 (社長代行) 伊藤 舜朗



このたびの過年度決算短信及び有価証券報告書の訂正の件について、有価証券上場規程第 502 条第 3 項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出致します。

なお、当社株式は平成 21 年 3 月 20 日、監理銘柄 (審査中) の指定が解除されるとともに、有価証券上場規程第 501 条第 1 項の規定に基づき、特設注意市場銘柄に指定されております。

当社は、改善報告書の提出という事態を厳粛に且つ真摯に受け止め、内部管理体制を見直し、本改善報告書に記載した改善措置を確実に実行してまいります。

第 1 経緯

1. 本件の判明

(1) 端 緒

当社と監査法人とは、平成 20 年 9 月 26 日に平成 21 年 3 月期事業年度の財務諸表監査及び内部統制監査の一環として経営者面談の場を持ちました。

席上、監査法人から仕掛品及び建設仮勘定の残高が毎年多額に増加していることに関し、年間の金型・設備の取扱高とその残高の増加要因についての見解を質されるとともに、仕掛品及び建設仮勘定の残高の内容について調査し、その内容を報告してほしいと要請を受けました。

その要請を受けて、当社において概括的な調査を実施したところ、建設仮勘定の中に、既に使用に供しているにもかかわらず本勘定に振替がなされず、減価償却の計算が実施されていなかった金型が含まれていたこと、また仕掛品在庫の中に、既に海外子会社等に売り上げたにもかかわらず、売上原価へ振替がなされないままの金型・設備・検具が含まれていたことが判明しました。

当社は監査法人にその旨を報告したところ、監査法人から過年度の有価証券報告書等について訂正報告書を提出しなければならない、そのために訂正内容及びその金額などに関して調査を開始するよう告げられました。

当社は、直ちに社長 (当時) を委員長とする社内調査委員会を平成 20 年 10 月 3 日付け経営会議の決議により発足させ、その後平成 20 年 10 月 24 日に委員会の整備拡充を行い、取締役会にて正式承認し、「原因究明チーム」、「対策・改善チーム」

に分けて調査、検討することにしました。

(2) 社内調査委員会による調査

社内調査委員会の概要は以下の通りです。

①構成

委員長	代表取締役社長（当時）	小塚 逸夫
委員	取締役副社長（当時）	高坂 修
委員	常務取締役	七原 直久
委員	経営企画統括執行役員	
委員	フタバ生産方式推進統括執行役員	
委員	常勤顧問	
	事務局 2名	
	外部アドバイザー	顧問弁護士

②調査の目的

社内調査委員会の目的は、不適切な会計処理がどの事業年度にわたって、どの勘定科目についていくら発生しているのかその内容を正確に把握すること、及び不適切な会計処理の発生原因を究明し、再発防止のための改善措置を立案し、計画的改善の指導とフォローをすることとしました。

社内調査委員会の調査内容で、それが過年度の決算内容の訂正に関わるものについては、会計監査人であるあずさ監査法人の監査を受けてその正当性を確保すべきとしました。

また発生原因及び再発防止策については、平成20年10月24日に設置しました当社と利害関係を有しない外部委員からなる社外調査委員会の検証を受けてその正当性を確保すべきとしました。

③調査の手法

社内調査委員会の調査手法は、建設仮勘定残高リスト及び仕掛品在庫リストの内容の精査を行い、問題点を抽出し、この問題点から要因を絞り込んで原因の特定を行うこととしました。また、原因特定のために、関係者へのヒアリングと会計処理に係る経理データの精査を実施し、事実の確認を行ってきました。

当社は、投資家保護の観点から早期に過年度決算訂正の可能性のあることを開示すべきであるとの判断から、平成20年10月15日付「過年度決算訂正の可能性に関するお知らせ」と題する書面にて、過年度の決算内容を訂正する旨を公表しました。なお、そのときに公表した訂正額はあくまでその時点における予想額ということで開示しましたが、据付調整費に係る訂正処理額等を対象としていなかったことと訂正に関わる事業年度が平成16年3月期事業年度まで遡及したことから、最終的に平成20年12月25日に開示した訂正金額の内容が同年10月15日に公表したもの

と大きく異なることになり、投資家の当社の情報開示に対する信頼を失う結果を招いたことは慙愧に堪えないことです。

2. 社外調査委員会による調査

社外調査委員会の概要は以下の通りです。

(1) 構成

委員長 池野 千白（中京大学法科大学院教授・弁護士）
委員 神谷 明文（弁護士）
委員 鈴木 人史（公認会計士）
委員 中東 正文（名古屋大学大学院法学研究科教授）
事務局 寺島 美貴子（弁護士）

(2) 調査の目的

- ①金融商品取引法に基づく訂正報告書を提出すべき重要な事項についての虚偽記載の有無に関する調査によりその存在を検証する。
- ②かかる虚偽記載を惹起させた原因を調査・検討する。
- ③今後同様の虚偽記載の発生を防止する為の方策が相当なものかを検証する
- ④その再発防止策が有効に機能しているか否かを監督する。

(3) 調査の方法

社外調査委員会は、社内調査委員会から逐次調査結果の報告を受け、それをもとに、その内容を吟味する為に必要な範囲内で、当社及びあずさ監査法人の関与者らに対する独自の事情聴取を行い、社内調査報告書の検証を行いました。

社外調査委員会による調査結果は、平成 21 年 3 月 10 日「フタバ産業株式会社 過年度決算訂正調査報告書（要約）」にて開示しました。

3. 監査法人の監査

当社は、過年度決算訂正に係る影響額につきましては、当社として数値を確定後、平成 20 年 12 月 25 日に監査法人の監査報告書を得て、同日、平成 16 年 3 月期から平成 21 年 3 月期第 1 四半期の有価証券報告書等に係る訂正報告書を提出いたしました。

なお、平成 16 年 3 月期の訂正報告書の監査は、急遽清和監査法人に依頼したため、監査報告書の提出は平成 21 年 3 月 10 日となってしまいました。

4. 調査結果

(1) 影響額

社内調査委員会の調査ならびに監査法人の監査を踏まえて修正を行った結果、過年度決算への影響は以下の通りでした。

①業績訂正の概要（連結）

（百万円）

年度 項目	平成16年3月期			平成17年3月期			平成18年3月期		
	修正前	修正後	増減	修正前	修正後	増減	修正前	修正後	増減
売上高	219,484	219,685	201	263,590	263,792	201	325,181	325,523	341
営業利益	13,826	13,333	▲ 493	14,703	7,835	▲ 6,867	17,623	2,462	▲ 15,161
経常利益	13,484	12,986	▲ 498	16,337	9,465	▲ 6,872	19,429	3,511	▲ 15,917
当期純利益	8,520	7,699	▲ 821	9,708	2,478	▲ 7,230	11,499	▲ 12,194	▲ 23,694

年度 項目	平成19年3月期			平成20年3月期			平成21年3月期 第1四半期		
	修正前	修正後	増減	修正前	修正後	増減	修正前	修正後	増減
売上高	394,859	394,739	▲ 120	447,854	447,164	▲ 689	111,694	111,694	0
営業利益	22,244	326	▲ 21,918	27,425	4,715	▲ 22,710	4,163	1,213	▲ 2,950
経常利益	23,457	1,014	▲ 22,443	24,847	2,222	▲ 22,625	3,486	596	▲ 2,889
当期純利益	12,770	▲ 33,176	▲ 45,947	11,046	▲ 12,622	▲ 23,668	1,406	▲ 666	▲ 2,073

②業績訂正の概要（個別）

（百万円）

年度 項目	平成16年3月期			平成17年3月期			平成18年3月期		
	修正前	修正後	増減	修正前	修正後	増減	修正前	修正後	増減
売上高	195,076	193,537	▲ 1,539	229,839	229,636	▲ 202	259,385	260,494	1,108
営業利益	13,393	12,427	▲ 966	14,083	5,738	▲ 8,344	15,524	▲ 479	▲ 16,004
経常利益	13,381	12,411	▲ 970	16,012	7,662	▲ 8,349	17,860	1,774	▲ 16,086
当期純利益	8,384	7,515	▲ 869	9,393	1,274	▲ 8,119	10,861	▲ 12,995	▲ 23,857

年度 項目	平成19年3月期			平成20年3月期			平成21年3月期 第1四半期		
	修正前	修正後	増減	修正前	修正後	増減	修正前	修正後	増減
売上高	290,309	290,493	184	326,088	325,040	▲ 1,047	78,789	78,789	0
営業利益	17,327	▲ 5,010	▲ 22,337	20,265	▲ 3,092	▲ 23,357	3,690	▲ 1,138	▲ 4,828
経常利益	19,273	▲ 2,626	▲ 21,900	19,375	▲ 3,961	▲ 23,336	4,429	▲ 400	▲ 4,829
当期純利益	11,930	▲ 33,463	▲ 45,394	8,270	▲ 15,715	▲ 23,986	2,706	▲ 594	▲ 3,300

(2) 調査の結果判明した事実関係

社内調査委員会の調査により判明した本件過年度決算訂正の問題点は、次のとおりです。なお、以降の本文中に記載の金額は、全て個別財務諸表上の金額を表示しております。

①建設仮勘定の本勘定への振替漏れとそれに伴う減価償却費の計上不足

イ) 国内生産用金型

製品生産に用いる金型を製作した場合、量産開始前までは建設仮勘定に計上し、量産開始時に固定資産に計上し減価償却を開始することとしています。

しかしながら、当社は平成16年3月期頃から、a) 国内需要の急速な拡大、b) 海外生産拠点の急速な拡大、c) 5段階活動と呼ばれる工場改革計画の遂行による急速な投資の実行により、従来の業務フローでは対応できないほど業務量が拡大しました。にもかかわらず、経理部等の管理部門の効率化が思うように進まず、高橋工場金型製造部門及び購買部との連絡体制に不備が生じ、結果として量産開始後の国内生産用金型の一部で固定資産の減価償却資産への振替が行われず、建設仮勘定に計上したままとなっているものがありました。

このような未振替の建設仮勘定の金額は平成21年3月期第1四半期末において178億87百万円であり、償却しなければならない金額は平成16年3月期から平成21年3月期第1四半期までの合計額で144億26百万円でした。

ロ) 研究開発費

14億25百万円が金型として建設仮勘定に計上されたもので、実質的に研究開発費として費用計上されるべきものでした。

ハ) 据付調整費

据付調整費に関しましては、次ページ③をご参照ください。

②仕掛品の売上原価への振替漏れ

イ) 海外子会社向け外販用金型・設備・検具

当社は、海外子会社に対して金型・設備・検具を提供する場合、国内子会社のように貸与ではなく、販売することとしています。従って、海外子会社向け金型・設備・検具は、売上計上前は仕掛品に計上し、売上計上されると売上原価に振替えられます。このような海外子会社向け金型・設備・検具の処理は、上記①ーイ)でも述べましたとおり、急速な業務拡大により関連部門との連絡に不備が生じ、結果として売上原価に振替えし費用処理すべきものが仕掛品として一部残存していました。

また、海外子会社向け金型・設備・検具にかかる試しトライ費用は、売却前においては、据付調整費として仕掛品に計上されています。

この据付調整費については、一定の基準を設定し配賦してきましたが、見積り計上についての合理性および証憑の实在性が認められず費用処理すべきものが仕掛品

として残存していました。

これらの外販用金型・設備・検具の仕掛品の計上額は、平成16年3月期から平成21年3月期第1四半期までの累計で168億74百万円です。

そのうち、建設仮勘定へ計上すべき3億42百万円を控除し、建設仮勘定に誤計上されていた仕掛品のうち売上原価へ計上すべき44百万円を加算した、165億76百万円が、平成16年3月期から平成21年3月期第1四半期までの、外販用金型・設備・検具の仕掛品に起因する売上原価の増加額です。

ロ) 自動車メーカー向け設備（外販溶接機）

当社は、自動車メーカーから、溶接ラインを構成する各ユニットごとに溶接ライン設備を受注します。設計・仕様変更、追加、やり直し等により、各ユニットごとの売上計上と売上原価の発生に関して、複数の事業年度にまたがるなどして、事業年度ごとの売上高と売上原価を対応させることが困難でした。そのため将来追加売上されると判断されたものが仕掛品勘定に残存していたことが判明しました。

それによる訂正額は、平成16年3月期から平成21年3月期第1四半期において26億34百万円です。

③ 据付調整費の資産性の根拠不足とそれに伴う期間費用の一括計上

据付調整費とは、生産のための金型・設備等の使用開始に先立ち行われる、稼働のために要する性能確認・調整等の費用です。本決算訂正において問題となったのは、当社において5段階活動と呼ばれる工場改革費用および新規生産準備にかかる試トライ費用です。

5段階活動においては、一つの設備において数十の製品を造ることが可能な汎用ラインを導入しています。汎用ラインの場合1製品が作動しても他の製品作動後に作動済みの製品も再度調整を要しますので、調整費用が多額となる傾向があります。新規生産準備にかかる試トライ費用とは、顧客から受注した新製品の生産ラインを調整するための試トライ費用です。

具体的には、いずれも新しい生産ラインの性能確認・調整のための試トライ費用であり、その内訳は、試トライ時に投入する材料、外注部品、そのための工数等が含まれます。

当社は、国内生産用の金型・設備については、量産開始前は建設仮勘定に計上し、量産開始時に固定資産に計上していました。また、海外子会社向けについては、販売方式を採用しているため、出荷前は仕掛品に計上し、出荷時に売上原価に振替えていました。

今回問題となった事項は以下のとおりです。

イ) 材料および外注部品

材料および外注部品については、仕入れた材料および外注部品（材料仕入高）の総量については把握されているものの、そのうち量産用に使用された材料および外注

部品と据付調整のための試しトライに使用された材料および外注部品との区分基準の合理性が問題となりました。

当社は、各工場へのヒアリングおよび過去の実績値をベースに、合理的と認識する一定の割合を、社内設備取得価額（新規生産準備の場合）あるいは材料仕入高（5段階活動の場合）に乗じて算出していました。なお、当社としてもより正確な区分を行うため、新規生産準備については平成17年度下半期から試しトライ材料を納品書で区分しており、5段階活動についても平成20年度より試しトライ材料・部品を納品書で区分して計上しています。

しかし、監査法人から上記の一定割合の妥当性につき疑義が呈され、また、納品書による区分計上についても証憑が不十分であるとして全額期間費用とすべきとの指摘を受けましたので、当社としては期間費用として処理することとしました。

ロ) 工数

工数については、工場報告作業工数等の記録に基づいて計上していましたが、新規生産準備あるいは5段階活動のための作業か否か証憑上不明確であり、期間費用とすべきとの指摘を受けましたので、それに従って処理することとしました。

以上のとおり据付調整費については、全額を期間費用として会計処理を行いました。固定資産から期間費用への振替額は、平成17年3月期から平成21年3月期第1四半期までの通算で合計537億62百万円（5段階費用141億42百万円・新規生産準備396億20百万円）となりました。そこから、固定資産として減価償却済みの86億24百万円を戻入れ、訂正額は、平成17年3月期から平成21年3月期第1四半期までの通算で合計451億38百万円となりました。

上記①から③の各科目の年度別決算訂正額は以下の通りです。

年度別・各科目別の過年度訂正額（連結）

（百万円）

科目		年度	訂正合計額	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期 第1四半期
建設 仮勘定	国内生産用金型	14,426	106	2,788	2,301	4,394	5,012	▲ 175	
	研究開発費	1,425	-	-	-	-	285	1,140	
	据付調整費	45,138	-	2,599	9,111	16,103	16,404	918	
仕掛品	外販金型・設備 検具（トライ費）	16,576	519	2,315	2,887	4,390	5,314	1,149	
	外販溶接機	2,634	428	349	1,466	15	242	132	
	固定資産減損	17,806	-	-	-	21,503	▲ 2,859	▲ 837	
	繰延税金資産	7,661	-	▲ 2	7,313	▲ 48	75	323	
	未修正事項等	▲ 1,157	▲ 184	68	777	▲ 963	▲ 487	▲ 368	
	計	104,510	869	8,119	23,857	45,394	23,986	2,283	
	連結調整等	▲ 1,074	▲ 47	▲ 889	▲ 162	552	▲ 317	▲ 210	
	合計	103,435	821	7,230	23,694	45,947	23,668	2,073	

第2 改善措置

1. 過年度決算訂正の直接的原因

当社は、本件過年度決算訂正の直接的原因は以下の5点であると判断しました。

- (1) 経理部の管理体制の混乱・不備・脆弱性
- (2) 社内上流部門と経理部との情報連絡の欠落
- (3) 会計処理の為の情報精度の不備
- (4) 据付調整費に関する区分計上と必要な証憑についての認識
- (5) 財務報告プロセス等に関する管理体制の不備

(1) 経理部の管理体制の混乱・不備・脆弱性

平成17年度以降、国内外共に受注量が急激に増大し、経理部の業務負荷も大幅に増大していました。また、平成17年度にスタートした会計基準(減損会計)変更への対応、平成18年度の会社法への対応や内部統制の準備、また平成19年度の税制改正での減価償却方法変更に伴う償却システム対応等、業務は大変繁忙を極めていました。

このような事情はあるものの、経理部の組織強化や、実務の効率化改善を行ってきませんでした。そのため、管理面の弱さが顕在化し、十分な会計処理の体制がとれていなかったことが以下の原因に繋がり今回の訂正に至ったと判断しています。

①生産準備中の金型・設備・検具のたな卸の不備

製品・部品・貯蔵品・固定資産等のたな卸は実施していましたが、生産準備中の金型・設備・検具の仕掛品および建設仮勘定については、高橋工場金型設備検具製造部門における現物の実地たな卸に留まり、経理部における帳簿残高の照合が実施されていませんでした。

②試しトライ費用の配賦方法

仕掛品の試しトライ費用について、使用材料が増加した為に生産工場からの実績報告が難しくなったことから、平成16年度以降、過去の実績と設備の高度化などを考慮し、基準を設定し配賦していました。その処理の妥当性について、十分な検討がされることなく経理部担当者の判断基準に基づき行ってきたこと、また実在性を立証する仕組みを構築することなく今回に至ったことは、管理面が不十分であったことに起因するものです。

③経理部の業務繁忙の中での混乱と脆弱性

建設仮勘定及び仕掛品在庫の振替漏れは、以下の経理部の業務負担増加に伴い、組織強化や業務の効率化改善を行わなかったことによる業務の混乱と脆弱性が原因で生じたものです。

イ) 経理部は本来の業務に加えて、取締役会・経営会議・執行役員会の事務局業

務、目標管理業務、内部統制全体の管理業務等を担当しており、経理処理の事務工数および管理工数が捻出できないほど高負荷状況が長く続いていました。

また、会計基準の改正、会社法対応、J-SOX 対応などの業務負担が増加していました。加えて、投資の絶対額が急増し、処理すべきデータ量が急増していました。

ロ) 一方、当社は平成 16 年 3 月期頃より海外進出の進展により、現地生産拠点も増加し事業規模が急拡大する中、会社は「もの造り」に集中し、事務間接部門への投資 (IT・人) が遅れてしまいました。

経理部の負荷増大に対し、人員の増加や経理の IT システムへの投資などの確な対応ができておらず、管理者に負荷が集中し、問題点や課題への解決ができていませんでした。

このような状況下において、経理部の担当役員が部員の声を吸上げ、専務会・経営会議への提言ができていなかったことが問題でした。

(2) 社内上流部門 (営業部、金型設備検具製造部門) と経理部との情報連絡の欠落

①本勘定への振替処理に係る情報伝達の不備

経理部は、量産開始時期について高橋工場生産準備企画部より定期的に情報を入力していましたが、量産開始時期の変更等があった場合には正確な情報が得られず、振替時期が不適切なものがありました。

また、同じ車種コードの金型が量産開始されたとの情報に基づいて振替処理をした後に、振替処理時に建設仮勘定に計上されていなかった金型が遅れて完成した場合は、建設仮勘定に計上されたまま振替えられることなく残存していたものもありました。

これらは、経理部が迅速に金型ごとの量産開始時期の情報を把握しうる仕組みが欠けていたことによるものです。

②特殊な金型・設備・検具に係る振替漏れ

金型・設備・検具で、老朽により更新したもの、不具合により作り直したもの、生産技術部及び技術部の開発用のもの、生産工場が 2 拠点 (複数工場生産) になったもの、合理化により新作したもの、及び生産工場が海外から日本に変更になったものは、本来高橋工場金型設備検具製造部門より廃却手続き或いは生産場所変更連絡を出すべきでした。ところがこの情報が経理部に伝わっておらず、新規生産準備の金型・設備・検具と区分できず、本勘定振替漏れや仕掛品在庫として残ってしまいました。

③緊急購入部品の報告漏れ

国内外の金型・設備・検具の不具合対策、設計変更、合理化改善で緊急を要し生産工場が購入した部品の納品書は、本来高橋工場金型設備検具製造部門で管轄し経理部へ送付することになっていました。しかし、生産工場生産技術部門から直

接経理部に送付されていたことから、高橋工場金型設備検具製造部門からの完成報告から漏れてしまい、経理部は不明伝票として確認はしていましたが、精査しきれず建設仮勘定及び仕掛品在庫に残ってしまいました。

(3) 会計処理の為の情報精度の不備

① オーダーNo.の付番漏れ及びミス

量産開始時期と建設仮勘定の情報を照合して、建設仮勘定から固定資産に振替るために必要なオーダーNo.（金型ごとの材料・部品の通し番号）が付されていないかかったり、記入ミスも多数みられました。このことは金型・設備・検具の仕掛品在庫でも起きていました。

これは、オーダーNo.の付け方の要領書が難解で、誰にでも容易に間違いなく付番できるものでなかったことが起因していました。

オーダーNo.の管理部署である高橋工場金型設備検具製造部門および購買部での認識が十分ではなく、このような事態に至ったものと考えられます。

② 納品書（伝票）の記載内容不備

高橋工場金型設備検具製造部門、購買部及び経理部で使用する納品書の記載内容が経理部の必要とする条件（オーダーNo.、車種コード、品番）に統一されておらず、経理部は原価集計の段階で納品書を見ながらオーダーNo.や車種コードを入力したり、不明分は納品書発行部門に問合せをしていました。これが工数の増加となると同時に、間違いの発生原因となりました。

③ 納品書処理の遅延に伴うミス

平成 17 年度以降経理部での納品書処理量が膨大となる中、一部には金型等の精度熟成遅れ等のため、量産開始直前（外販用は出荷直前）あるいは量産開始以降に納品書が発行されるものがありました。これを経理部で急いで入力処理するため、結果的に間違い・漏れに繋がっているものがありました。

④ 建設仮勘定・仕掛品在庫データ管理システムの不備

経理部の原価集計システムは、納品書が検収される都度入力します。建設仮勘定、仕掛品在庫のデータ作成時にも納品書を見て不足データを入力しており、データ不足、入力ミスがあっても全て入力・保存されてしまい、不照合データをはじき出すシステムになっていませんでした。確認工数も膨大となりそのままになっていました。

(4) 据付調整費（試しトライ費）に関する区分計上と必要な証憑についての認識

① 当社の従来の処理

据付調整費については、新規生産準備に係わるものと 5 段階活動に係わるものと

があります。金型・設備の試しトライ費を据付調整費として見積もって計上してきました。以下がその処理方法です。

a 新規生産準備

イ) 材料費・外注部品費・その他経費

- ・平成16年4月から平成17年9月まで
設備については取得価額の13%を、金型については取得価額の20%を据付調整費として計上していました。この割合は、過去の実績値と各工場に対するヒアリングの結果に基づき算定したものであり、当社としては合理的と認識していました。
- ・平成17年10月から平成20年3月まで
材料については試しトライ使用材料、外注部品については号試部品仕入高、手造り外注部品については手造り部品仕入高としてそれぞれ納品書で区分して計上していました。
- ・平成20年4月以降
材料について、従来仕入重量に購入単価を乗じる形で把握していたものを、使用数量に製品原価を乗じる方法に変更しました。

ロ) 労務費

- ・平成16年4月から平成17年9月まで
労務費は金額も少額であったことから期間費用として処理していました。
- ・平成17年10月以降
生産工場において工数も増大してきたことから、試しトライ作業工数の情報を得て、時間あたりの単価を乗じて計上しています。

b 5段階活動

イ) 材料費・外注部品費

- ・平成18年10月から平成20年3月まで
材料仕入高（材料および外注部品の仕入高）の5%を計上していました。
- ・平成20年4月以降
試しトライに使用した材料および外注部品を納品書で区分計上することとしました。

ロ) 労務費

- ・平成17年10月から平成19年3月まで
生産工場において工数も増大してきたことから、生産工場からのヒアリング結果に基づき、業務内容を区分し、5段階活動にかかる割合を労務費として計上していました。
- ・平成19年4月以降
生産工場に5段階活動にかかる工数を区分して報告させ、報告工数に時間あたり単価を乗じて計算し計上しています。

ハ) 経費・消耗工器具費

- ・平成17年10月以降

原則納品書で区分しています。ただし、稟議書を起案したものはそれによります。

②あずさ監査法人の指摘

あずさ監査法人より、当社が計上した試しトライ作業に係る費用の資産性は理解できるが、その費用の根拠となる証憑が保存されていないため確認できない。従って金額の妥当性を検証できなければ、固定資産としてではなく期間費用として会計処理すべきである、との指摘を受けました。

当社としては金額の妥当性を立証することができなかつたため、据付調整費を期間費用として一括訂正することにしました。

(5) 財務報告プロセス等に関する管理体制の不備

- ①月次決算、年度決算の予算・実績等の比較・分析が十分ではなく、建設仮勘定等

において、計上時期、滞留期間等の状況の把握・分析ができていませんでした。また、設備投資計画とその実績管理がなされていませんでした。

それに加えて、経理担当役員による数値や分析結果の妥当性の検証が十分に行われておらず、これらの取締役会への報告体制が整備されていなかったため、問題点の把握・検討が十分に行われていませんでした。

- ②監査法人からの指摘事項について、十分な検討と対応、および監査法人との協議ができていませんでした。

また、監査概要報告書等における指摘事項が経理担当役員以外の取締役に十分に周知されておらず、重要なものについて取締役会等の場で取り上げられず、必要な検討と対応がなされていませんでした。

- ③監査役からの指摘事項への検討・対応・回答が、一部適宜適切に行われていませんでした。

- ④社内使用金型・検具および外販用金型・設備・検具は稟議起案の対象になっていなかったことが、投資計画とその実績管理が十分にできなかった一つの要因になっていました。

2. 過年度決算訂正の直接的原因に対応する改善措置

社内調査委員会設置と同時に可及的速やかに改善措置を図ることを目的に、対策改善チームを設置し活動を開始致しました。対策改善チームは、筆頭副社長（当時）をリーダーに取締役、経理部副統括の5名で構成し、実務部隊として直接的原因に関連する部門から実務の精通者を人選し、再発防止の為の対策改善計画を立てて取組んでいます。

また、当社における内部統制の監査部門である監査室を改善活動のチェック部門に定め、活動の進捗状況の点検と監督・指導をしています。

調査の結果判明しました今回の決算訂正の直接的な原因は、8 ページから 12 ページまでに述べました5項目です。この5項目に関する改善を確実に実施することで、二度とこのような事態を招かないよう最善を尽くす所存です。

直接的な原因に対する改善項目は以下の通りです。

- (1) 経理部の管理体制の改善
- (2) 社内上流部門と経理部との情報連絡の円滑化
- (3) 会計処理の為の情報精度の向上
- (4) 据付調整費の資産性確保に向けた証憑類の整備と計上方法の改善
- (5) 財務報告プロセス等に関する管理体制の強化

(1) 経理部の管理体制の改善

①生産準備中の金型・設備・検具のたな卸の改善

従来、生産準備中の金型・設備・検具の仕掛品および建設仮勘定については、高橋工場金型設備検具製造部門における現物の実地たな卸に留まり、経理部における帳簿残高の照合がされていませんでした。

この対策として、平成20年12月より実地たな卸および経理残高の照合を実施しています。このたな卸は四半期ごとに行います。

高橋工場金型設備検具製造部門でたな卸を行い、実地たな卸データを部門長が承認後経理部へ送ります。

経理部が情報システム課と連携して経理勘定残高明細を作成し、たな卸データとの照合を行っています。不照合が発生した場合にはその原因を究明し、正しい残高明細書に修正し、経理部の上位者が照合結果を承認します。

金型・設備・検具それぞれのたな卸要領を統一された様式にて制定し、関係各部門へ配布すると共に、それぞれの部門において関係者への周知徹底を行いました。

今回整備した要領のうち、主なものは以下の3点です。

- 1) 量産前及び出荷前金型たな卸要領
- 2) 量産前及び出荷前設備たな卸要領
- 3) 出荷前検具たな卸要領

平成20年12月末の第3四半期実地たな卸より要領に基づいて実施しています。

②試トライ費用の計上方法の改善

試トライ費用につきましては19ページ(4)で説明します。

③経理業務の機能純化と人員増強

イ) 経理業務の機能純化

これまでは、経理部に対して経理・財務業務はもちろんのこと、様々な業務を一極集中させ、業務負荷が急激に増大していました。

そこで、改善として経理部の機能を純化させます。現在経理部が行っている業務を

全て洗い出し、本来経理部でやらなくてよい業務を明確にし、他部署への業務移管を実施します。

具体的には、以下の1)と2)の業務を経営企画室に移管し、3)の業務を内部統制推進室に移管します。

- 1) 取締役会、経営会議、執行役員会の事務局業務
- 2) 目標管理、設備投資企画等の企画管理業務
- 3) 内部統制全体に係わる管理業務

この業務移管にともない、経営企画室を2名増員します。また、平成21年3月1日付けで内部統制推進室を1名増員しました。

また、業務分掌規定を変更します。

ロ) 経理部等の人員増強

経理部の負荷増大への対応及び専門能力者の知識・認識不足への対応は、現在進めている対策改善と経理ITシステムの整備によって量と質への検証を十分行い、増員及び専門能力者の育成・採用を図っていくこととします。

具体的には、人員計画を見直し、中途採用とローテーションにより、経理部員を4名増強し、一方で経理ITシステム強化のために1名を情報システム課へ異動させました。結果、平成20年9月現在18名の在籍が、平成21年2月現在21名の在籍となっています。

平成21年4月以降に新入社員の配属・ローテーション・中途採用などで5名増員します。

結果として固定資産管理業務を1名から2名へ、原価管理業務を3名から5名へ、決算業務を4名から7名へ、資金管理業務を3名から5名への合計8名増員することになります。

課長級以上は上記以外に5名います。

以上の増強により、課長級がマネジメント業務により専念できる環境を作り、問題点・課題の解決に取り組んでまいります。

(2) 社内上流部門（営業部、金型設備検具製造部門）と経理部との情報連絡の円滑化

①情報伝達の改善

イ) 車両開発計画の配布

建設仮勘定から本勘定への振替において、モデル切替車種の量産開始時期を経理部が上流部門（営業部または高橋工場金型設備検具製造部門）に問合せしていたことによる振替不備の問題については、営業部から毎月車両開発計画を経理部並びに購買部へ配布することにしました。

平成20年11月より実施しています。

ロ) 振替チェックシートでの照合チェック

経理部での振替漏れおよび振替ミス無くすために、建設仮勘定から本勘定への振替チェックシートおよび仕掛品在庫から売上原価への振替チェックシートを新設し、営業部門（海外事業統括室を含む）、高橋工場金型設備検具製造部門及び経理部の複数部門での照合チェックを行う様にしました。

本勘定振替チェックシートは量産開始3ヶ月前に、売上原価チェックシートは出荷2ヶ月前に営業部門で車種コード単位に、品番と量産開始時期等を記入して作成します。営業部門から高橋工場生準企画部へ送り、生準企画部は自部門が発行した生産準備指示書とチェックシートの内容を点検し、売上原価チェックシートには出荷時期を記入した後、高橋工場金型設備検具製造部門で再度生産準備指示書とチェックシートの内容を点検し、チェックシートにオーダーNo.を記入します。

高橋工場は営業部門から受領後3週間以内に上記実施事項を行い営業部門へ一旦返却します。

営業部門は、本勘定振替チェックシートは量産月に、売上原価チェックシートは出荷1ヶ月前に最初に発行した時点からそれまでに品番や量産開始時期等に変更があった場合はそれを訂正して、再度高橋工場へ送ります。高橋工場の生準企画部および金型設備検具製造部門は、量産開始後または出荷後に、一点ごとに確かに量産開始（または出荷）されたかを確認し、必要な場合は訂正します。これにより振替すべき金型・設備・検具が明確になります。

高橋工場から営業部門と経理部へ送り、経理部では振替処理を行った後、その内容が正しいか振替チェックシートと照合確認し、レ点チェックします。

海外事業統括室では海外子会社への出荷実績と照合確認し、レ点チェックします。以上のチェックシートでのチェックにより、建設仮勘定から本勘定への振替および仕掛品在庫から売上原価への振替漏れおよび振替ミスが防げます。

各部門でのチェックは担当者が実施し、課長以上が承認します。

統一された様式にて要領を制定し、関係各部門へ配布すると共にそれぞれの部門で関係者への周知徹底を行いました。

今回整備した要領は以下の2点です。

- 1) 本勘定移行チェックシート作成要領
- 2) 売上原価移行チェックシート作成要領

平成20年11月より実施しています。

ハ) 完成報告書の提出

建設仮勘定から本勘定への振替及び仕掛品在庫から売上原価への振替を漏れなく、遅れなく正確に行う為に、高橋工場金型設備検具製造部門より毎月初めに完成報告書を経理部へ提出することにしました。

当月量産開始した製品の金型・設備・検具、すなわち建設仮勘定から本勘定へ振替する金型・設備・検具のリスト及び当月出荷した金型・設備・検具、すなわち仕掛品在庫から売上原価へ振替する金型・設備・検具のリストを一か月分まとめて完成報告書として次月の月初めに経理部へ提出します。

高橋工場金型設備検具製造部門の担当者は、高橋工場生準企画部発行の生産準備指示書で指示された量産開始時期および出荷時期を基準にして、金型・設備・検具購買システムより当月量産開始した金型・設備・検具および当月出荷した金型・設備・検具をリストアップし、完成報告書を作成します。完成報告書には、オーダーNo.、車種コード、品番（設備は品名）の3点を漏れなく記入します。

また、上記ロ)の振替チェックシートを使ってそのリストアップが正しいかチェックします。このチェックにより、完成報告書または振替チェックシートに間違いがあった場合は発見でき、両方がより完全なものになります。

完成報告書は高橋工場金型設備検具製造部門の部門長の承認後経理部へ提出します。

経理部はこの完成報告書を基に建設仮勘定から本勘定への振替及び仕掛品在庫から売上原価への振替を行うことにより漏れなく正確に処理ができます。

更に、上記ロ)で述べましたように、経理部は振替処理後、高橋工場金型設備検具製造部門から受取った振替チェックシートを使い、正しく振替したかチェックします。これにより、振替漏れおよび振替ミスが防げます。

つまり、経理部は完成報告書と振替チェックシートでダブルチェックしたことになります。

経理部での処理結果は上席者が承認します。

また、完成報告書では金型・設備・検具を製造する為の工法検討、発注管理、据付調整（試しトライ）、設計変更改修等の、完成までに掛かった全ての費用を集計して報告しますので、経理部は本勘定の金額及び売上原価の金額を正確に振替することが出来ます。

特に外販金型の仕掛品在庫については、高橋工場金型製造部門より出荷段階でオーダーNo.と品番の引当て表を提示するようにしました。（平成21年1月より実施）統一された様式にて完成報告要領を制定し、関係各部門へ配布すると共にそれぞれの部門で関係者への周知徹底を行いました。

今回整備した要領の主なものは下記の3点です。

- 1) 金型完成報告要領
- 2) 設備完成報告要領
- 3) 検具完成報告要領

平成20年11月完成の金型・設備・検具より完成報告を行っています。

またこの対策は購買部が仕入先に製造手配する金型と治具にも適用しています。

②特殊な金型等の適時振替処理（金型設備検具の廃却又は生産工場変更の報告）

量産開始前の金型・設備・検具の廃止の届けや生産工場変更の届けが無く、仕掛品在庫や建設仮勘定に残っていました。この対策については、「金型設備検具廃却処理報告書」及び「生産工場変更報告書」を新設し、高橋工場金型設備検具製造部門が起票し、部門長の承認を得た後、経理部へ提出するようにしました。

経理部においても上席者の承認を得て確実に会計処理を実施しています。

統一された様式にて要領を制定し、関係各部門へ配布すると共にそれぞれの部門で関係者への周知徹底を行いました。

今回整備した要領のうち主なものは以下の2点です。

- 1) 量産前及び出荷前金型設備検具廃却処理要領
- 2) 生産工場変更処理要領

平成20年12月より実施しています。

また廃却の対策は、購買部が仕入先に製造手配する金型と治具にも適用しています。

③緊急購入部品の適時報告

国内外の不具合対策、設計変更等緊急を要する購入品の納品書が生産工場生産技術部門より直接経理部に送付され、高橋工場金型設備検具製造部門からの完成報告から漏れてしまい、建設仮勘定や仕掛品在庫として残っていました。この対策については、生産準備中の購入部品の管轄部門である高橋工場金型設備検具製造部門で要領を作成し、生産工場生産技術部門に徹底します。また、経理部へ直接回った納品書は生産工場の生産技術部門担当課長へ差し戻し、そこから高橋工場金型設備検具製造部門へ送られて原価集計され、経理部へ送付する仕組みとしました。

各部門では、必ず上席者が承認します。

統一された様式にて要領を制定し、関係各部門へ配布すると共にそれぞれの部門で関係者への周知徹底を行いました。

今回整備した要領は以下のとおりです。

- 1) 工場手配の量産前金型設備納品書処理要領

平成20年12月より実施しています。

(3) 会計処理の為の情報精度の向上

①オーダーNo.付番に対する対策

金型・設備・検具のオーダーNo.の付番方法は製造手配から経理処理までの全関係者が容易に理解でき、入力ミスがあった場合でも検証可能な方法に変更しました。

また、管理No.の呼び方をオーダーNo.に統一しました。

オーダーNo.付番の要領を全面的に改訂し、統一された様式で文書化し、関係各部門へ配布すると共にそれぞれの部門で関係者への周知徹底を行いました。

今回整備した要領のうち主なものは以下の3点です。

- 1) 金型オーダーNo.設定要領
- 2) 設備オーダーNo.設定要領
- 3) 検具オーダーNo.設定要領

平成20年12月より新オーダーNo.で付番しています。

またこの対策は購買部が仕入先に製造手配する金型と治具にも適用しています。

②納品書記載内容不備に対する対策

納品書の記載方法を整備統一し、経理部が納品書进行处理する時に漏れや間違いがないように対策しました。

オーダーNo、車種コード、品番の3点を納品書のキーコードに定め、全ての納品書に記入するよう徹底を図っています。

キーコードが記入しやすいように納品書の様式を改訂しました。

部門長は、キーコードが漏れていないことを確認して、納品書に承認印を押します。統一された様式にて納品書記入要領を制定し、関係各部門へ配布すると共にそれぞれの部門で関係者への周知徹底を行いました。

今回整備した要領のうち主なものは以下の4点です。

- 1) 金型注文書兼受領書納品書納入票記入要領
- 2) 金型納品書記入要領
- 3) 設備納品書記入要領
- 4) 検具納品書記入要領

平成20年12月の納品書より新しい方法で記入しています。

またこの対策は購買部が仕入先に製造手配する金型と治具にも適用しています。

③納品書処理の遅延に対する対策（遅延報告制度の導入）

金型の不備による完成遅れ、量産・出荷直前または量産・出荷以降に発生する緊急設計変更などにより、振替漏れが生じていました。このような場合には、高橋工場金型設備検具製造部門および購買部から経理部に対して遅延報告をするようにしました。経理部は遅延報告を随時確認し、遅延報告に該当する納品書が届いたときに確実に振替処理します。

統一された様式にて遅延報告要領を制定し、関係各部門へ配布すると共にそれぞれの部門で関係者への周知徹底を行いました。

今回整備した要領は以下の通りです。

- 1) 金型設備検具遅延報告要領

平成20年12月完成の金型設備検具より適用しています。

④建設仮勘定・仕掛品在庫データ管理システムの整備と改善

高橋工場金型設備検具製造部門及び購買部から経理部への正確な情報伝達と照合、固定資産または売上原価への正確な振替が行われるよう、経理ITシステムの整備と改善を進めています。当社情報システム課および外部委託会社と連携の上、平成21年5月を目標に進めています。具体的内容は以下の通りです。

イ) 高橋工場金型設備検具製造部門から受領した納品書を入力する時に、オーダーNo、車種コード、品番のうち1点でも未記入の場合は入力段階でその納品書を排除します。これにより納品書不備の場合は高橋工場金型設備検具製造部門の検収者へ返却するようになります。

ロ) オーダーNo.マスターと照合を行い、未登録オーダーNo.等のエラーリストを出力させ、それを調査することにより未登録オーダーが入らないようにします。

ハ) 営業部からの売上情報入力時に、オーダーNo.別に個別入力し、システム上で原価/売価をオーダーNo.別に自動照合できるようにします。

(4) 据付調整費の資産性確保に向けた証憑類の整備と計上方法の改善

生産準備における金型・設備の試しトライ費及び社内取得設備の一定割合を相当として見積もっていました据付調整費（試しトライ費）の対策は高橋工場金型設備検査製造部門管轄とし、実績把握の仕組みを確立して、個々の金型・設備ごとに集計していく方式に変更します。（平成21年4月）

原価把握の方法として、試しトライ材料は納品書、試しトライ工数は作業日報等の証憑を基に材料費および労務費を計算する仕組みにします。（平成21年4月）

新規生産準備における金型と設備の据付調整費の対策につきまして以下に詳述します。

また、5段階活動（工場づくり）は、平成20年7月末を持って終了しました。

今後生産工場の改善費用は期間費用として会計処理します。

今回構築しました金型および設備の試しトライ費用把握の仕組みの概要は以下の通りです。

- ①高橋工場金型設備製造部門は、試しトライに要した全ての工数を集計表に記入します。集計表は個々の金型・設備ごとに一葉で作成します。
- ②試しトライに使用した材料費は、試しトライ後廃却された部品のスクラップ売却金額を差し引いて合計金額を集計し集計表に記入します。
- ③高橋工場金型設備製造部門は、試しトライ工数を金額に換算し、月末毎に集計表を完成させ、部門長の承認後、翌月初めに経理部へ報告します。
- ④部門長が承認した試しトライに関する証憑は高橋工場金型設備製造部門で保管します。

上記対策の要領を制定し、統一された様式で文書化し、関係各部門へ説明して配布すると共にそれぞれの部門で関係者への周知徹底を行いました。

今回整備した要領のうち主なものは以下の2点です。

- 1) 金型試しトライ費用集計要領
- 2) 据付調整費集計要領（試しトライ工数、試しトライ材）

試しトライ費用の把握は平成21年1月より実施しています。但し、実際の会計処理の適用は平成21年4月よりとします。

これら試しトライ費用の取り扱いについては、監査法人と協議しております。

なお、計上方法の適用にあたっては、所定の手続を経ることとします。

(5) 財務報告プロセス等に関する管理体制の強化

- ①月次決算、年度決算の予算と実績等の比較・分析の強化を図ります。

具体的には、月次決算、年度決算において、予算と実績の比較・分析、前期との

比較・分析、月次推移比較における分析等を行い、すぐ実施すべき課題を明らかにし、改善に結びつけます。

貸借対照表についても、月次決算、年度決算において、増減の大きな勘定科目、重要な勘定科目（例：建設仮勘定、固定資産、借入金等）の増減要因を分析して、勘定科目ごとの残高増減明細を作成し、決裁基準に定めた上席者の決裁を得るようにします。

建設仮勘定においては、計上時期、滞留期間がわかる明細を作成し、長期滞留物件についてはその原因を追究します。あわせて、固定資産本勘定や売上原価への振替状況も把握するようにします。（平成21年4月より）

また、年間の設備投資計画については計画と実績の比較を行い、稟議No.ごとに計画に対する実績を把握し、問題がある場合は原因を調査した上で、改善策を打つようにします。

上記資料については月次の取締役会への報告事項とし、経理担当役員が分析結果を検証の上、重要な報告事項は事前に経営会議にかけ、各取締役は十分な論議を経て取締役会に臨みます。

一部を除き、平成21年3月より実施しています。

- ② 今後は、会計処理方法等の変更への対応は、監査法人とその対応を協議し、誤りのない処理を行います。監査法人との協議事項については、文書として保存します。

監査法人からの指摘事項につきましては、経理部内で検討し、対応を監査法人と協議し、必要な手続を経た上で、改善措置を実施することとします。また、監査法人から提出された監査概要報告書等における重要な指摘事項は、経理担当役員のみならず、経営トップならびに関係役員も含めて監査法人からの説明を受ける体制を整備します。そして重要案件については、取締役会、経営会議等の場において検討し、具体的改善策に結び付けていきます。

平成21年4月より実施します。

- ③ 監査役からの指摘事項については、その指摘内容に応じて、指摘のあった都度、経営会議等で協議、対応策等を確認し、取締役会等で監査役に報告します。

平成21年4月より実施します。

- ④ これまで稟議起案していなかった外販用金型設備検具及び社内生産用金型検具に対して稟議制度を導入しました。

稟議の要領を全社規程の「稟議規程」を基に制定し、統一された様式で文書化し、関係各部門へ配布すると共にそれぞれの部門で関係者への周知徹底を行いました。今回整備した要領のうち主なものは以下の7点です。

- 1) 新規金型の役員稟議書起案要領
- 2) 金型改修の役員稟議書起案要領

- 3) 設備の役員稟議書起案要領
- 4) 検具の役員稟議書起案要領
- 5) 金型の予算と実績の管理要領
- 6) 設備の予算と実績の管理要領
- 7) 検具の予算と実績の管理要領

平成 20 年 10 月より製造に着手した金型設備検具より実施しています。

またこの対策は購買部が仕入先に製造手配する金型と治具にも適用しています。

3. 今回の訂正に至った背景・原因に対して行う全社的統制の強化

当社は会社法（平成 18 年 5 月）の施行を受け、平成 18 年 5 月の取締役会で内部統制システム構築の基本方針を決議しました。その後、更に当社内部統制制度の細部を整備し、平成 20 年 2 月の取締役会で決議しました。

しかし、運用面において、規定や社内ルールが書面だけでの整備に留まっているところがあり、内部監査をはじめとする内部牽制機能も十分でなかったと判断しました。

また、統制環境、リスク評価と対応、情報と伝達、モニタリング等については、未整備の部分もありました。企業風土の面でも、取締役および社員のコンプライアンス意識の向上、よりコミュニケーションしやすい環境づくりも必須です。これらを確実に展開するために、平成 21 年 3 月 1 日付けで内部統制推進室を強化し、充実させました。

(1) 統制環境の整備

① 「企業憲章」および「社員行動憲章」の周知徹底

会社が掲げる経営理念としての「企業憲章」、社員が業務を誠実にそして高い倫理観をもって行動するためのよりどころになる「社員行動憲章」の教育を行い、取締役及び社員一人ひとりへの浸透を図っています。

② 教育研修

取締役および執行役員に対して、関係法令（会社法、金融商品取引法）、決算、内部統制、コンプライアンスにかかる研修を行い、経営マネジメントの意識をより一層高め、リスク管理意識の向上および統制環境の改善を目指します。経理部に対しては、会計・財務知識の向上のため、外部講師による研修を実施いたします。

その他の社員の教育研修においても、経理・財務に関するカリキュラムを組み込み、全社を挙げて経理・財務の重要性を認識していく意識改革を進めます。

(2) リスク委員会の再編強化によるリスク評価とその対応推進

監査法人の指導に従い、財務報告にかかる内部統制システムの確認・見直しを実施し、正確な財務報告を可能とするよう、関連リスクの洗い出しとその対応策の

実施を進めて行きます。平成 21 年 3 月 1 日付けでリスク委員会を再編強化し、各部門において想定されるリスクの洗い出しを行い、綿密な連携を図りながら対応して行きます。

(3) 情報と伝達の整備

① 役員相互のコミュニケーション機会の拡充

取締役および社員間、あるいは社員同士の各部門間におけるコミュニケーション不足解消のため、取締役と部課長クラスとの相方向コミュニケーションを実施しています。

今後は、更に取り締役および全社全部門の部課長が参加する総合連絡会の充実を図り、毎月 1 回開催し、誰でも自由に意見の言える場所を提供します。各部門単独では解決できないような問題を、部門を越えて相談できる相方向コミュニケーションの場所としていきます。

② 企業ヘルプラインの強化

当社の取締役および社員が業務の中で、コンプライアンスに違反する、あるいは違反するおそれのある行為についての通報・相談窓口としてヘルプラインを既に設置していますが、利用者が相談しやすいように、平成 20 年 12 月 1 日より新たに社外の窓口として外部弁護士を加えています。

ヘルプラインの周知活動として、社員行動憲章の社員教育時にヘルプラインについての説明を実施しました。

また、全社員に配布される社内報にも平成 21 年 1 月号より毎号ヘルプラインの周知記事を掲載しています。

(4) モニタリングの整備

① 監査室（内部監査部門）の強化

今回の改善措置を確かなものにするため監査室による内部監査を行っています。

また、監査室も今回の対策の一環として体制を強化しました。平成 20 年 12 月より従来の専任 2 名と兼任 2 名の計 4 名体制から、専任 6 名兼任 1 名の総勢 7 名体制に増強しました。

② 内部監査の実施

監査室による内部監査の目的に、過年度決算訂正に係る対策改善状況を確認し評価することを含めました。具体的には下記の 2 項目です。

イ) 規程、標準、要領を確認し評価する。

ロ) 被監査部門長及び関係者に、規程、標準、要領の遵守状況を事情聴取し、関連帳票等を閲覧して、裏付け事証を確認・評価する。

4. 改善措置の実施スケジュールと組織

上記第2項で述べました改善措置につきましては、別紙1「改善措置実施スケジュール」に沿って確実に実施いたします。

また、改善措置を講じた後の組織を別紙2「組織図」に示しました。

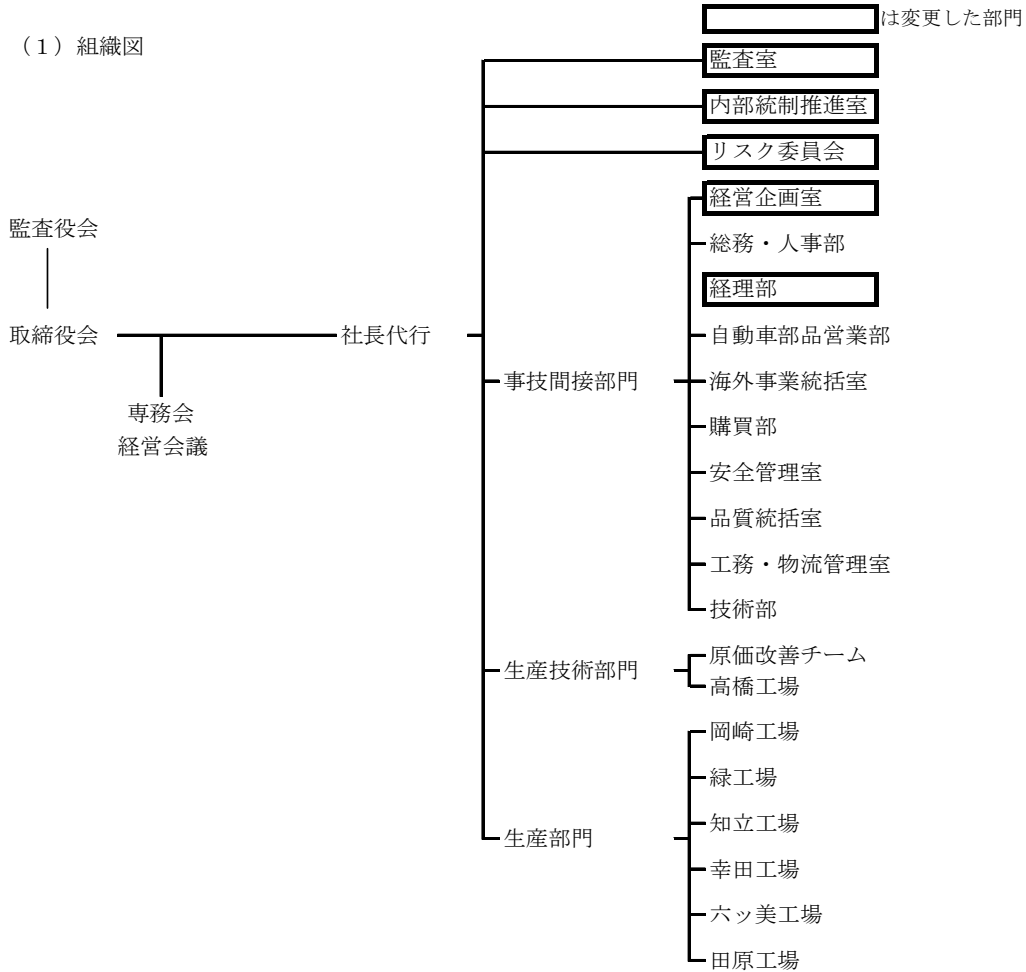
5. 今回の不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

今般、当社におきましてこのような不適切な会計処理を発生させ、過年度決算訂正に至りましたことで、株主および市場関係者の皆様をはじめとする多くのステークホルダーの皆様に変なご迷惑とご心配をおかけしましたことについて、改めて深くお詫び申し上げます。

また、上場企業としての重大な責任があると反省するとともに、今後二度と本件のような不適切な会計処理が発生しないように、本報告書でお約束いたしました再発防止策を確実に実行し、関係各位の信頼回復に向けて当社取締役および社員一同一丸となって鋭意努力してまいります。

以上

(1) 組織図



(2) 変更内容

部門	項目	変更前	変更後
監査室	監査項目	法令遵守、安全管理体制	過年度決算訂正に係る改善状況の確認と評価（平成20年12月）
	人員	専任2名、兼任2名	専任6名、兼任1名（平成20年12月）
内部統制推進室	業務内容	事務局的業務	経理部が担当していた内部統制全体に係わる管理業務を追加（平成21年3月）
	人員	専任1名、兼任1名	専任1名、兼任2名（平成21年3月）
リスク委員会	業務内容	全社的なリスクカタログの整備	財務報告に係るリスクの洗い出しとその対策（平成21年3月）
	人員	兼任2名	兼任5名（平成21年3月） 注1)
経営企画室	業務内容	方針管理推進事務局	経理部より業務移管（平成21年5月） 1) 取締役会、経営会議、執行役員会の事務局業務 2) 目標管理、設備投資企画等の企画管理業務
	人員	専任1名	専任3名（平成21年5月）
経理部	業務内容	本来の経理業務に加えて 1) 取締役会、経営会議、執行役員会の事務局業務 2) 目標管理、設備投資企画等の企画管理業務 3) 内部統制全体に係わる管理業務	以下の業務を他へ移管 1) 取締役会、経営会議、執行役員会の事務局業務 2) 目標管理、設備投資企画等の企画管理業務 3) 内部統制全体に係わる管理業務
	人員	18名（平成20年9月）	21名（平成21年2月） 更に平成21年4月以降に26名に増員

注1) うち1名は経理統括執行役員。これ以外に経理部員の兼任はありません。